

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		2,887	206,765,665
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		86	2,504,047
債 務 控 除 額		1,385	17,945,138
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		339	1,354,676
課 税 価 格		2,903	192,679,250
相 続 税 額	算 出 税 額	2,848	25,774,847
	2 割 加 算 額	230	264,949
	計	2,848	26,039,796
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	144	239,571
	配 偶 者	550	8,683,942
	未 成 年 者	43	12,751
	障 害 者	54	43,367
	相 次 相 続	113	151,152
	外 国 税 額	-	-
	計	863	9,130,783
差 引 税 額		2,451	16,909,010
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		29	175,173
小 計		2,444	16,733,837
農 地 等 納 税 猶 予 額		71	793,487
株 式 等 納 税 猶 予 額		4	78,680
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,425	15,881,873
	還 付 税 額	11	32,066
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,000	82,810,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 16 年分	2,868	196,425,661	25,262,747	7,597,042	2,385	15,762,131	989
平成 17 年分	2,890	199,102,760	24,225,265	7,387,338	2,435	15,155,463	1,036
平成 18 年分	2,848	213,272,591	30,764,341	10,432,353	2,392	19,255,297	1,014
平成 19 年分	3,029	208,678,167	29,163,530	9,882,831	2,519	18,390,503	1,063
平成 20 年分	2,903	192,679,250	26,039,796	9,130,783	2,425	15,881,873	1,000

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
富山	326	23,219,431	286	1,923,730	114
高岡	328	19,350,681	260	1,175,506	117
魚津	137	9,211,541	119	683,079	51
砺波	101	5,689,245	77	271,494	37
富山県計	892	57,470,898	742	4,053,809	319
金沢	775	60,250,394	647	6,233,576	257
七尾	97	4,725,658	85	270,753	33
小松	197	10,020,062	153	569,037	59
輪島	18	945,617	15	43,279	7
松任	106	6,236,185	92	496,920	37
石川県計	1,193	82,177,916	992	7,613,565	393
福井	422	27,383,742	367	2,491,566	142
敦賀	64	3,420,106	55	180,539	22
武生	178	12,871,829	141	1,007,908	67
小浜	39	3,389,979	33	332,989	14
大野	22	1,542,188	18	53,257	10
三国	93	4,422,592	77	148,241	33
福井県計	818	53,030,436	691	4,214,500	288
総計	2,903	192,679,250	2,425	15,881,873	1,000

(注) この表は、「(1) 課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 2,908	千円 192,357,623	人 2,428	千円 15,897,446	人 1,000
	修正申告による増差額	36	523,050	45	42,333	29
	更正による増差額	1	146,468	1	10,614	1
	更正等による減差額	34	347,891	51	68,520	24
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,903	192,679,250	実 2,425	15,881,873	実 1,000
過 年 分	申 告 額	87	3,881,662	77	277,788	41
	修正申告による増差額	564	8,323,273	786	1,664,611	315
	更正による増差額	12	128,855	16	25,061	6
	更正等による減差額	102	1,073,179	134	254,348	75
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 598	11,260,611	実 829	1,713,111	実 343
合 計	申 告 額	2,995	196,239,285	2,505	16,175,233	1,041
	修正申告による増差額	600	8,846,323	831	1,706,944	344
	更正による増差額	13	275,323	17	35,675	7
	更正等による減差額	136	1,421,070	185	322,868	99
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,501	203,939,861	実 3,254	17,594,984	実 1,343

調査対象等： 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。  
「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 3	千円 215	人 19	千円 5,234	人 -	千円 -
過 年 分	605	140,525	60	11,974	58	68,002
合 計	608	140,740	79	17,208	58	68,002

## 5 - 2 課税価格階級別課税状況

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	218	18,153,394	506,839	72,447	244,431	531
1億円超	498	68,875,214	623,340	335,545	2,378,981	1,721
2 "	161	38,614,108	332,293	301,832	2,896,209	575
3 "	89	33,744,135	276,740	291,437	3,937,910	339
5 "	26	15,139,642	484,543	109,965	2,573,300	85
7 "	4	3,357,556	83,536	3,029	618,574	15
10 "	1	1,110,505	196,756	61,473	237,197	5
20 "	1	2,992,191	-	177,306	597,573	4
30 "	1	4,950,625	-	-	1,121,156	4
50 "	1	5,420,253	-	1,642	1,292,115	2
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,000	192,357,623	2,504,047	1,354,676	15,897,446	3,281

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	5	43	60	72	38	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	27	81	160	157	44	19	4	2	-	-	2
2"	2	6	19	55	57	10	7	2	-	1	1	1
3"	-	1	13	25	25	17	4	4	-	-	-	-
5"	1	3	1	10	7	3	-	1	-	-	-	-
7"	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-
10"	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
20"	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30"	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50"	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	80	175	324	287	76	30	11	2	1	1	3

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	477	22,827,734
	畑（ ” ）	339	5,029,957
	宅地（借地権を含む。）	945	58,115,030
	山林	210	296,439
	その他の土地	251	5,085,273
	計	954	91,354,434
家屋、構築物		913	12,107,902
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	182	434,229
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	36	355,452
	売掛金	49	446,651
	その他の財産	93	711,165
	計	238	1,947,498
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	222	7,806,603
	同上以外の株式及び出資	672	11,750,401
	公債及び社債	262	5,010,866
	投資・貸付信託受益証券	308	6,216,472
	計	787	30,784,342
現金、預貯金等		993	44,333,248
家庭用財産		743	443,252
その他の財産	生命保険金等	246	8,375,539
	退職金及び功労金等	94	3,204,191
	立木	63	66,514
	その他の	864	13,796,490
	計	905	25,442,734
合計		1,000	206,413,409
相続時精算課税適用財産価額		65	2,504,047
債務		881	15,646,460
葬式費用		968	2,268,049
計		986	17,914,509
差引純資産価額		1,000	191,002,947
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		187	1,354,676
課税価格		1,000	192,357,623

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。